

# 平成26年度 地域ケアプラザ事業計画書

## 1 施設名

横浜市藤棚地域ケアプラザ

## 2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

### 地域の現状と課題について

- ・ 藤棚商店街の周辺に古くからの住宅地が密集しており、急傾斜の坂道と狭小な道路が多くあります。地域によっては緊急車両の通行が困難な地域も混在しています。高齢化率は26.3%と西区では高い方です。自治会によっては30%を超えている町内会もあります。また、6歳未満の子どもが減少している地域もあり、自治会・町内会によっては子供会がない地域もあります。
- ・ 地域の課題としては自治会・町内会の役員の高齢化が顕著で、後継者探しに苦労されている自治会もあります。また、第3地区社会福祉協議会は昨年度より組織の見直しなどを行っています。今年度も引き続き西区社会福祉協議会と連携して更なる関わりを持っていきます。
- ・ エリアには9つの福祉施設があり、連携をしながら業務を進めていきます。

## 施設の適正な管理について

### ア 施設の維持管理について

- ・ 建物、空調設備、消防設備等の保守点検を定期的に行い、また日常清掃や消耗品の補充等における日常の管理を通して、ご利用者が安心して、また安全にご利用いただけるよう努めます。
- ・ 地域ケアプラザの施設は様々な方が利用されるので、感染予防のために毎日トイレ、手摺、ドアノブ等の殺菌消毒を行います。

### イ 効率的な運営への取組について

- ・ 地域ケアプラザの労務、経理等の事務処理に関して法人本部と連携して、業務や役割の分担を図りながら事務の効率化を務めます。また送迎車輛リース等の委託業者の選定にあたっては電子入札を実施し経費削減を図ります。
- ・ 建物管理や保守に関しては、藤棚地区センターと複合施設のため共同委託することで、効率よく施設管理を行っていきます。

#### ウ 苦情受付体制について

- ・法人で苦情解決規則を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置して、お客様からのご意見・ご要望、苦情等に対応していきます。また法人では公正・中立の立場からあつせん、調整を行う第三者委員会を設置し、適切な苦情解決に向けての体制を整備し解決に取り組めます。
- ・ケアプラザでは「なんでもご意見箱」と法人のお客様相談室宛の専用ハガキ「お聞かせください」を設置し気軽に意見がいただけるよう工夫します。

#### エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

- ・緊急時に落ち着いた行動が取れるよう年に2回デイサービスのお客様や貸室ご利用者を含めた避難、消火訓練を行い、訓練を行う予定です。そのうち1回は藤棚地区センター、藤棚ハイツとの合同防災訓練を行います。
- ・地域ケアプラザは区役所と特別避難場所の協定を結んでいますので、災害時には要援護者の避難場所に指定されます。地域に要援護者の避難施設であることのPRをするとともに、日頃から災害応急備蓄物資や防災対策マニュアルを整備し、職員の意識を向上して災害緊急時に備えています。
- ・第3地区の防災無線をケアプラザにも配置していただき、訓練に参加したり必要時に活用します。

#### オ 事故防止への取組について

- ・介護サービスの提供中にヒヤリとしたりハッとしたりしたことなどを朝のミーティングにおいて報告し、職場内で注意を喚起しながら事故を未然に防ぐ努力を継続的にを行います。また所内での会議などにおいても他事業所の事故の事例や事業所内の事故防止マニュアルを活用するなど、事故防止に関する研修を組み入れ、職場における危機管理の意識を高めていきます。

#### カ 個人情報保護の体制及び取組について

- ・法人では個人情報保護規定を定め、地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する担当者、責任者を定めています。また、施設内で個人情報保護、情報セキュリティ研修を年1回行い意識の啓発に努めます。
- ・実際の個人情報の取扱いとして、契約書、記録類は施錠できるロッカーなどに保管しています。USBは紛失の恐れがあるため、個人情報のデータは所内サーバーを利用して紛失を防止します。
- ・基本的には個人情報は外部へ持ち出し厳禁ですが、どうしても携帯が必要な場合には紛失や情報漏えいのないよう最小限の情報のみを携帯するようにしています。また、ファックスや郵送の誤送信が起らないよう、取扱い手順を決めて日常業務を行っています。
- ・デイサービスのお客様の記録書等の取扱いについては、誤返却防止のために、看護職員、生活相談員、介護スタッフで3段階チェックを行います。
- ・研修ではご利用者の個人情報を大切に扱うことは「人を大切にすること」と同義であり、サービスの基本である事を全員で確認しながら、チェックシートの活用により業務の振り返りを行います。

#### キ 情報公開への取組について

- ・ 地域ケアプラザにおいて情報公開の請求があった場合には、法人で定めた情報公開規定にのっとり、積極的に情報を公開する事に努めます。
- ・ ホームページを活用して各種事業に関する情報などを幅広く市民の方に提供します。

#### ク 環境等への配慮及び取組について

- ・ 節電、節水、コピー用紙の裏面活用・ごみの減量化を励行し、経費削減に取り組みます。横浜市「ごみゼロルート回収」のルールに従い、資源ごみの分別収集を行います。ご利用者の皆様にはごみの持ち帰りや館内での禁煙をお願いしていきます。また、使用していない部屋の照明をこまめに消し、暖房・冷房の季節には適切な室温を維持するなど、節電への取り組みを行っていきます。
- ・ 2ヶ月に1回、空気環境測定を行い、室内環境の適正な維持に努めます。外構の環境整備については、地域作業所の活動の場として清掃作業を委託します。また、低木の剪定についてはボランティアに依頼して行います。

## 介護保険事業

### ● 介護予防支援事業

#### 《職員体制》

- ・ 地域包括支援センター（看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャー） 3名
- ・ プランナー 1名（非常勤）

#### 《目標》

- ・ 介護予防支援計画の作成にあたっては、お客様の意思及び人格を尊重し、自立に向けて設定された目標を達成するために、お客様及びそのご家族の主体的な参加とともに、適切な保険・医療・福祉サービス及びボランティア団体等との連携を図り総合的なサービス提供の調整に努めます。可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができることを目的とします。
- ・ 事業の運営に当たっては公正中立な立場で、多様な総合的なサービス調整をします。

#### 《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 原則、ご利用者負担金はありません。

#### 《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ ご本人の心身能力、生活能力、意欲などを総合的にアセスメントし、意欲を引き出せるよう工夫します。その際、人から必要とされ生きがいの持てる生活が送れることを目的としてお客様と一緒にケアプランを作成します。
- ・ 居宅介護支援事業所に委託する場合も自立支援につながるようケアマネジャーの支援をします。

#### 《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
103	103	103	104	104	104
10月	11月	12月	1月	2月	3月
105	105	105	106	106	106

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

介護支援専門員	常勤専任	2名
	常勤兼務	1名
	非常勤兼務	1名

《目標》

- 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、公正中立な立場に立ち、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業所等の連絡調整を行います。
- 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。
- 居宅サービス計画の作成にあたっては、お客様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、お客様が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- お客様から頂く負担金は、償還払いの場合を除き無料です。
- 通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問、出張する必要がある場合には、以下の実費をいただきます。
  - ① 公共交通機関を利用の場合、公共交通機関の運賃分
  - ② 自動車を利用した場合、プラザより片道6.5km未満は無料とし、6.5km以上は10kmごとに160円
- 介護保険料を一定期間滞納した場合は、一旦サービス利用料金の全額をお支払いいただかなければなりませんのでご注意ください。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

地域ケアプラザは福祉・保健の活動拠点として、自治会・町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体など、地域の様々な団体が日頃から地域ケアプラザを利用してもらえるように努めていきます。また、地域の身近な相談窓口として、誰もが気軽に立ち寄れて、相談できるケアプラザであるよう務めています。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
112	112	115	115	117	117
10月	11月	12月	1月	2月	3月
118	118	119	119	120	120

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- お客様が自立した日常生活を営むこと及びお客様のご家族の負担を軽減させていただく事を目標にお客様の心身の特性を踏まえ、お体の状況に応じて、入浴・排泄・食事等の介護等を行うとともに、個別機能訓練等を行います。
- 事業の実施にあたり、関係行政機関・地域の保健・医療・福祉サービス・ボランティア団体等と連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分
 

（要介護1）	720	円
（要介護2）	847	円
（要介護3）	979	円
（要介護4）	1,110	円
（要介護5）	1,242	円
- サービス提供体制強化加算（Ⅱ）7円
- 個別機能訓練 53円
- 口腔機能訓練向上加算 159円
- 入浴介助 53円
- 食費負担 650円
- 通常のサービス提供の範囲を超える費用・選択サービスメニューは全額負担。
- キャンセル料（前日の営業時間終了までにご連絡がない場合、食材料費450円を頂きます。）
- 介護保険料を一定期間滞納した場合は、一旦サービス利用料金の全額をお支払いいただかなければならなくなりますのでご注意ください。

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 8:45 ~ 17:00 内7時間のご利用

《職員体制》

管理者	・・・常勤兼務	1名
生活相談員	・・・常勤兼務	2名
看護職員	・・・非常勤兼務	7名
介護職員	・・・常勤専任	1名
	常勤兼務	3名
	非常勤専任	20名
機能訓練指導員	・・・非常勤兼務	7名
調理員	・・・非常勤専任	6名
運転手	・・・非常勤専任	7名
事務員	・・・常勤兼務	1名
	非常勤専従	1名

《目標》

- ・ お客様が自立した日常生活を営むことを目標にご利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて通所介護サービスを提供します。
- ・ 通所介護計画書の作成にあたっては、個別ニーズを把握しご利用者の意思を尊重し、心身状況、環境等に応じて、お客様が自立した日常生活を営む事ができることを目標とします。
- ・ 職員の資質向上を図るための研修を定期的に行います。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・ご本人やご家族が見学を希望される場合には随時対応しました。実際に見ていただいて不安を解消した上でご利用につながるようにお声掛けをしていきます。
- ・厨房で調理した温かくおいしい家庭料理を毎回提供し、季節感のあるメニューをお楽しみいただきます。
- ・おやつはお客様と一緒に作ったり、日本各地から銘菓を取り寄せたりと嗜好を凝らして楽しんでいただきます。
- ・8：45～17：00の内7時間のご利用をしていただきます。到着した方から順次サービスを開始させていただき、充実したサービス提供を行います。

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
810	841	810	847	847	822
10月	11月	12月	1月	2月	3月
853	822	760	760	760	853

● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 「介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）」と「介護予防通所介護計画」等に沿って、送迎、入浴及び食事の提供、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認やその他お客様に必要な日常生活上の支援並びに機能訓練（日常動作訓練）を行います。
- サービス提供にあたっては、「介護予防通所計画書」等に沿って、お客様ができることはご自分でいながら、社会的交流を持つことで、潤いを持った生活を楽しんでいただけることを目標にしています。
- 事業の実施にあたり、関係行政機関・地域の保健・医療・福祉サービス事業者・ボランティア団体等との連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1割負担分

（要支援1）	2,230	円
（要支援2）	4,465	円
●運動器機能向上加算	238	円
●口腔機能向上加算	159	円
●複数実施（Ⅰ）	506	円
●複数実施（Ⅱ）	738	円
●食費負担	650	円

- 通常のサービス提供の範囲を超える費用・選択サービスメニューは全額負担。
- キャンセル料（前日の営業時間終了までにご連絡がない場合、食材料費450円を頂きます。）
- 介護保険料を一定期間滞納した場合は、一旦サービス利用料金の全額をお支払いいただかなければなりませんのでご注意ください。

《事業実施日数》 週 7 日

《提供時間》 8：45 ～ 17：00 内7時間のご利用

《職員体制》

管理者	・・・常勤兼務	1名
生活相談員	・・・常勤兼務	2名
看護職員	・・・非常勤兼務	7名
介護職員	・・・常勤専任	1名
	常勤兼務	3名
	非常勤専任	20名
機能訓練指導員	・・・非常勤兼務	7名
調理員	・・・非常勤専任	6名
運転手	・・・非常勤専任	7名
事務員	・・・常勤兼務	1名
	非常勤専従	1名

《目標》

・ご可能な限り居宅において、要支援状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者の意欲を喚起しながら支援します。そのために、サービス提供の目標に基づいて「介護予防通所介護計画」等を作成し、サービスの提供を計画的に行います。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

・運動機能向上訓練をお客様個々のレベルに合わせて目標設定し、筋力の維持向上に



努めます。

- ・通所介護事業と一体的に実施する中で、お客様相互の助け合いや学びあい、役割を持つ活動の中から意欲や楽しみをみつけていただけるように、お客様同士の交流に力を入れて事業を実施します。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
20	20	20	19	19	18
10月	11月	12月	1月	2月	3月
18	18	18	18	18	18

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分（区と協議の上、策定して下さい。）

## 地域ケアプラザ

### 1 総合相談（高齢者・子ども・障害分野への対応）

- ・誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々な相談に対応していきます。
- ・高齢者に関する相談は地域包括支援センターの三職種（看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士）が中心となって関係機関と連携しながら対応します。
- ・積極的にケアプラザの機能理解と顔の見える関係づくりを図るため、担当地区の民生委員児童委員協議会、シニアクラブ、ボランティアグループの会食等に出向き相談や出前講座・情報提供を行っていきます。
- ・子育てや障がいについての相談は関係機関につなげながら、一緒に支援していきます。
- ・子ども向け事業「ピーナツクラブ」、障がい児放課後支援「とんぼ」など事業を通じて相談、情報提供ができる場を設けています。また、夏休みには自立支援協議会との共催で障がい児余暇支援事業を行っていきます。

### 2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

- ・地域活動交流事業と地域包括支援センターが連携し、共通認識を持ってエリアマネジメントを行い、地域理解やニーズ把握をします。それにより、ニーズに沿った事業や地域に出向いての出前講座を行います。
- ・エリアマネジメントを行う際には、法人オリジナルの地域アセスメントシートを活用します。
- ・自主事業などに参加されていた方に相談の必要性が生じた時には、コーディネーターから包括職員に繋いで適切な対応をしていきます。
- ・月1回地域活動交流事業と地域包括支援センター職員の会議を行い情報を共有をしていきます。また、必要に応じて会議や打ち合わせを行い情報共有につとめます。

### 3 職員体制・育成

- ・適正に専門職を配置し委託事業を適切に実施します。介護保険事業については人員配置基準を順守して業務を行います。
- ・職員の資質向上等を図るため、法人そして所内で研修計画を立て実施していきます。
- ・外部研修への参加も促進し、研修参加者による伝達研修や報告書にて周知を行っていきます。
- ・法人では「人を大切にし 共に育ちあう」という協会の理念の下に、職員一人ひとりが自らの能力開発に努め、部下、後輩を育成していく環境を整えます。また初任者から管理職・役員にいたるまで、「果たすべき役割」がありそれに必要な能力を身につける事ができるように、長期的視野に立った人材育成ビジョンに基づき職員育成に努めます。さらにアクションプランとして「人材育成計画」を作成して、計画的に職員・スタッフのキャリアアップを進めます。

#### 4 地域福祉のネットワーク構築

- ・当ケアプラザでは、地域の福祉保健活動団体と連携するために、定期的な会議の行事に参加し、日常的に情報交換を行い、地域のニーズや課題の把握に努め、地域と一緒に課題解決をめざします。
- ・第3地区懇談会から発展した「ふれあい春まつり」の成功に貢献するとともに、まつりだけに止まらず、日常的な顔の見える関係づくりに結びつけられるように支援させていただくのと同時に、第3地区社会福祉協議会と連携し、地域活動の活発化に努めます。
- ・エリア内にある福祉施設9か所と連携し、定期的に会議を開催し、課題を抽出するためのケースの事例検討会を行います。また今年も9施設合同の福祉フェスタに取り組み予定です。
- ・包括の相談エリアを含む第4地区の地域イベントや会議などにも宮崎地域ケアプラザと連携しながら参加していきます。

#### 5 区行政との協働

- ・西区地域福祉保健計画「にこやかしあわせくらしのまちプラン」の6つの基本目標に添って区や区社会福祉協議会とともに事業を実施に取り組みます。
- ①安全が確保され安心なまち
  - ・地域全体でサポートを必要とする人を見守るために、ミニデイサービスや配食サービス、その他ケアプラザの機能を活用して地域の中で支援のネットワークを構築するよう働きかけを行います。また権利擁護や悪徳商法に対する知識を啓発する講座を行います。
- ②活気にあふれ健康なまち
  - ・健康づくりの体操教室や介護予防教室を開催します。ミニデイサービス「赤い靴」や地域への出前講座などで介護予防に関する地域をお話しして啓発活動を行います。
  - ・認知症を地域でも守り支えていくための啓発事業として「認知症サポーター養成講座」を開催します。
  - ・顔の見える関係づくりと健康づくりのために浜松町公園で毎週土曜日にラジオ体操を行います。
- ③一人ひとりの個性を認め合いみんなが共存するまち
  - ・障がい児の放課後支援事業を区社会福祉協議会との共催で月2回開催します。また小中学生にボランティア体験の場を提供し福祉の理解に努めます。
  - ・「生活支援センター西」や「生活創造空間にし」等の福祉施設9館で「福祉フェスタ」を開催します。
- ④地域全体がつながりを持つまち
  - ・地区懇談会で開催となった第2回第3地区ふれあい春まつりを5月18日に開催します。また地域の様々な団体の参加をいただき、地区センターとの共催で藤棚まつりを5月25日に開催します。その他地域のお祭り「へそまつり」「区民祭り」に参加させていただきます。
- ⑤子どもが健やかに成長できるまち
  - ・子育て支援事業として「ピーナツクラブ」を「あそびの杜保育園」との共催で毎月行います。また、参加の中の希望を生かせるような単発の事業にも取り組みます。
- ⑥必要な情報が正確に伝わるまち
  - ・情報アドバイザー「e ネットにし探検隊」によるパソコン指導とインターネットの使い方指導を行います。
  - ・地域ケアプラザの広報誌やホームページを活用して福祉保健の情報を発信していきます。

## 地域活動交流部門

### 1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- ・担当地区の自治会町内会や民生委員児童委員協議会、シニアクラブ、ボランティアグループの配食・会食会等に参加させていただき情報収集及び情報提供を行っていきます。
- ・ホームページを毎月更新し、広報誌地域版を年4回発行します。
- ・ボランティアの交流会、貸室の交流会を各年1回実施します。
- ・情報提供用のラックを支援別に分けるなど来館者にわかりやすく提供できるよう整備します。

### 2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- ・利用団体の皆様が気持ちよく利用でき、また地域で活発に活動していただける様にコーディネートさせていただきます。また施設を利用するにあたり、年に1回のアンケートを実施、受付には「ご意見箱」を設置し、要望・ご意見等には出来るだけ迅速な対応に努めます。
- ・今年度の来館者数の目標を昨年度同様、月平均1,250人とします。
- ・団体間の連携が図れるよう「交流会」を開催し、団体間のネットワーク構築を支援し、それぞれの団体の活動も活発になるよう努めます。

### 3 自主企画事業

- ・地域に住む方々の希望やニーズにこたえ、それぞれの世代や対象者別に参加できる場の提供を年間計画に沿って提供していきます。
- ・高齢者向けの健康づくりとして「さわやか体操クラブ」、居場所づくりとしての「みんなで唄おう」「一の会」を例年通り開催。認知症高齢者が読みきかせをする会も新しい形で継続していきます。
- ・子育て支援事業では、「ピーナッツクラブ」 障害児放課後支援事業として「とんぼ」を継続します。
- ・高齢者向け自主事業は、出来るだけ自立を促した結果、自主化したものもありますが、参加者が高齢化してくるため、後方支援をします。
- ・地区センターと合同で「藤棚まつり」を5月25日に開催します。

### 4 ボランティアの育成及びコーディネート

- ・現在ボランティア活動をされている方が継続して活動を続けられるように相談や調整を行います。また、今年度もヨコハマいきいきポイントの登録を呼びかけ、ボランティア活動を続けることで元気になる高齢者を増やします。
- ・ニーズに添ったサービスが提供できるようなボランティアグループの立ち上げや既存のグループの継続を支援していきます。
- ・ボランティア感謝会を行い、日頃の活動を労うとともに情報交換の場として、活動の広がりが得られる様にします。
- ・小中学生がボランティア体験を通して福祉の心が育つよう活動の場の提供を支援します。
- ・包括支援センターの人材育成事業と連携し、ボランティア講座に取り組みます。

## 地域包括支援センター

### 1 総合相談・支援

#### 総合相談

- ・地域の誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していけるように、介護保険にとどまらない様々なご相談に応じ、適切なサービスや関係機関、社会資源、制度の利用に繋げていきます。
- ・受け付けた相談は、各関係機関につないで終了するのではなく、継続的な関わりをもち、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図ります。

#### 地域包括支援ネットワークの構築

- ・地域の各関係機関(区役所・西区社会福祉協議会・警察・消防・地域の医療機関・町内会自治会長・民生委員等)を含めた地域ケア会議を推進し、その中から、個別課題から地域課題に至るまで、様々な問題・課題を抽出していきます。
- ・地域の方や各関係機関との間に信頼感のある繋がりを築くために、地域の会合や行事などへ積極的に参加して、「顔の見える関係」を築いていきます。

#### 実態把握

- ・自治会町内会、民生委員児童委員協議会の会合、シニアクラブ、地域の行事等に参加することで、地域の課題・問題や個別課題などを抽出し、対象者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握を行います。また、そこで得た情報を各関係機関と共有しながら、課題解決に向けた取り組みを行っていきます。

### 2 権利擁護

#### 権利擁護

- ・昨年度に引き続き「遺言書の書き方」講座を開催し、地域住民への啓発活動を継続していきます。
- ・「高齢者権利擁護サポートネット」に定期的に参加し、専門的知識および技術の向上、区役所や社会福祉協議会、司法書士等専門機関と連携し、よりよい体制を作っていきます。

#### 高齢者虐待

- ・各関係機関から上がってくる虐待事例の相談については、区との定例カンファレンス等を開催して情報共有を行い、連携を図りながら役割分担をして対象者や介護者の支援を行います。
- ・区発信の「比較的若めの擁護者支援プロジェクト」に参加し、区と連携しながら西区の比較的若年の擁護者がいる世帯等を把握していきます。

## 認知症

- ・「認知症サポーター養成講座」を引き続き町内会等で行い、認知症の正しい理解の促進に努めます。
- ・認知症で介護負担の大きいご家族には、「西区介護者の集い あげぼの会」（区内の介護者支援団体）をご案内し、連携を取りながら支援していきます。

## 3 介護予防マネジメント

### 二次予防対象者把握

- ・介護予防ケアマネジメントを通年の事業とし、その中の二次予防事業対象者把握として、地域や自主事業などでチェックリストを行い、該当者にはケアマネジメントをすすめていきます。
- ・区役所、区内他包括支援センターと連携をとり、必要に応じてケアマネジメントやエリア内の体操教室に繋げていきます。
- ・介護保険の申請にいらした方にも、必要性をアセスメントし、状況に応じて、二次予防事業を提案していきます。
- ・該当しない方や、終了者に対しても、必要な事業を提案していきます。
- ・閉じこもり傾向や身体状況により、事業への参加が困難な方には、訪問型事業に繋がるよう働きかけていきます。
- ・事業に繋がらなかった方への再アプローチ、事業終了者へのフォローなど、継続して取り組みます。

### 介護予防ケアマネジメント力

- ・介護予防ケアマネジメントは8名の方が継続中のため、引き続き健康増進、生きがいのある生活を送ることを目的に声掛けをしています。
- ・要支援の方のケアプランは、包括支援センター職員・プランナー1名で担当し、その他居宅介護支援事業者に委託して充足できるようにします。委託に当たっては、ケアマネジャーと同行訪問して対象者の状況を把握、ケアプランの作成にあたってはご本人の身体状況の改善や自立した生活に向けた目標設定をしていきます。
- ・サービス導入に当たっては公平中立な立場から事業者の選定を行い、またインフォーマルサービスを紹介するよう努めます。
- ・評価時は、ケアプランの達成度をご本人やケアマネジャーと確認して、次のプランに繋げていきます。

## 4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

### 地域住民、関係機関等との連携推進支援

- ・地域の町内会館に出向き、地域住民に対し、福祉・保健・医療分野について、専門職が出前講座を行います。（年10回）
- ・コーディネーターと包括3職種は、民生委員児童委員協議会に出向き、「介護保険制度」「権利擁護」「介護予防」等の勉強会を行います。
- ・ケアマネジャーと民生委員との交流会を行い、連携を図れるよう、顔の見える関係を作ります。
- ・西区社会福祉協議会の「高齢者福祉分科会」に参加します。

### 医療・介護の連携推進支援

- ・西区医師会との協働でケアマネジャーと医療機関（診療所の医師）との情報交換会を実施します（年1回）
- ・地域の医療機関、関係機関の方に参加していただき「地域ケア会議」を行います。
- ・日常的に医療機関、関係機関を対象に患者様の退院支援についての相談を受け、包括支援センター職員は病院や自宅に訪問して、対象者の身体状況や介護者、住環境等を把握し、ケアマネジャーやサービス事業者につなげるよう調整を行います。

### ケアマネジャー支援

- ・「ケアマネサロン」を開催し、ケアマネジャー同士の連携支援及び様々な職種の講師を招いた講座により更なるスキルアップを目指します。（年7回）
- ・ケアマネジャーからの依頼による担当者会議に出席し、支援困難事例、緊急対応時等のより良い支援体制を目指しています。
- ・ケアマネジャーから困難支援等の相談を受け、必要であれば専門職や関係機関と連携を図りカンファレンスを行います。
- ・小規模事業所のケアマネジャーを対象に、ミニ勉強会「ぶらっと」を開催し、ケアマネジャー同士の交流と個々の問題を解決します。
- ・新入就労支援ケアマネジャーに対する研修等を実施します。（年1回）
- ・ケアマネ研究会と共催で研修会を開催し、オブザーバーとして参加し支援を行います。

### 多職種協働による地域包括支援ネットワーク

- ・医療・区・社会福祉協議会・民児協・シニアクラブ・サービス事業所等の多職種の方々を招き、地域における課題抽出と解決を目標とした地域ケア会議を開催します。
- ・ケアマネジャーを中心とし、個別ケース事例を多職種で検討し地域課題に結び付けます。
- ・認知症事例について、医師が中心となり、地域住民他多職種間で意見交換を行う「多職種ミーティング」を開催します。
- ・シニアクラブ、ふれあい会、民児協等に積極的に出前講座を行います。
- ・法人オリジナルの地域アセスメントシートを活用し地域分析を行います。

## 介護予防事業

### 介護予防事業

- ・介護予防普及強化業務を手引きに従い進めていきます。
- ・介護予防推進事業受託包括のため人材育成にも取り組みます。具体的には、ボランティア養成講座の開催をします。
- ・また、介護予防ケアマネジメントで関わっている方、「にこにこ会」や「藤棚体操クラブ」など介護予防事業で活動していただいている方でボランティアグループを立ち上げ、地域のまつりや委託事業などでお手伝いをさせていただきます。
- ・ボランティア活動内容を開発し、スムーズに活動ができるよう、また、モチベーションが上がるように声掛けをしていきます。
- ・「にこにこ会」を介護予防マネジメントの拠点とし、介護予防事業を進めていきます。

## その他


# 平成26年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名：藤棚地域ケアプラザ

平成26年4月1日～平成27年3月31日  
(単位：千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援			
収入	指定管理料等収入	19507	23718	2539				
	介護保険収入				5626	22583	101766	10094
	その他							
	認定調査					350		
	その他	351				285	174	
	<b>収入合計(A)</b>	<b>19858</b>	<b>23718</b>	<b>2539</b>	<b>5626</b>	<b>23218</b>	<b>102071</b>	<b>10094</b>
支出	人件費	12792	22534	2390	2429	20021		68744
	事務費	3194	1987	149		1392		17431
	事業費							
	管理費	4900	1300			7		7411
	その他							
	施設使用料相当額							275
	居介支委託分				2674			
	会計外繰入金							17494
<b>支出合計(B)</b>	<b>20886</b>	<b>25821</b>	<b>2539</b>	<b>5103</b>	<b>21420</b>		<b>111355</b>	
<b>収支 (A) - (B)</b>	<b>-1028</b>	<b>-2103</b>	<b>0</b>	<b>523</b>	<b>1798</b>		<b>810</b>	

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載をしてください。

※ 指定管理料提案額をベースに作成してください。



## 平成26年度 自主事業収支計画書

事業名	①募集対象	自主事業予算額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③一人当たり参加費		指定管理料	参加費	講師謝金	材料費	その他
障がい児放課後支援 「とんぼ」	中学生	175,000	132,700	42,300	10,000	15,000	150,000
	5人						
	月200円						
みつわの会	独り暮らし高齢者	0	0	0	0	0	0
	なし						
	実費						
情報アドバイザー 「eネットにし探検隊」	地域住民	10,000	10,000	0	0	10,000	0
	なし						
	なし						
山のうえサロン	地域住民	33,800	26,600	7,200	14,000	1,800	18,000
	なし						
	月100円						
みんなで唄おう	地域住民	53,000	17,000	36,000	50,000	3,000	0
	なし						
	月100円						
子ども絵手紙教室	小学生	1,500	1,500	0	0	1,500	0
	なし						
	なし						
さわやか体操クラブ	地域住民	98,000	40,800	55,200	98,000	0	0
	25名						
	月200円						
ピーナッツクラブ	未就園児の親子	30,000	30,000	0	10,000	20,000	0
	なし						
	なし						
作味会	地域の男性	0	0	0	0	0	0
	なし						
	実費						
一の会	地域住民	46,000	26,800	19,200	43,000	3,000	0
	10名						
	月200円						

事業ごとに事業別計画書単表に内容を記載してください。

## 平成26年度 自主事業収支計画書

事業名	①募集対象	自主事業予算額					
	②募集人数	総経費	収入		支出		
	③一人当たり参加費		指定管理料	参加費	講師謝金	材料費	その他
藤棚まつり	地域住民	200,000	190,000	10,000	10,000	70,000	120,000
	なし						
	実費						
絵の会	地域住民	11,500	11,500	0	10,000	1,500	0
	10名						
	なし						
くるみ	認知症高齢者	5,000	5,000	0	0	0	5,000
	なし						
	なし						
在宅男性介護者の集い	西区内の男性	10,000	10,000	0	0	0	10,000
	なし						
	なし						
ベビーマッサージ	2ヶ月～6ヶ月の親子	27,842	27,842	0	27,842	0	0
	10組						
	なし						
夏の余暇活動	中・高校生	27,000	23,500	3,500	0	7,000	20,000
	7名						
	実費						
第3地区福祉フェスタ	地域住民	15,000	15,000	0	0	0	15,000
	なし						
	実費						
西区サブコーディネーター	サブコーディネーター	10,000	10,000	0	0	0	10,000
	4ケアプラザ						
	なし						
貸室懇談会	貸室登録団体	7,000	7,000	0	0	0	7,000
	なし						
	なし						
藤棚交流会	ボランティア	28,068	28,068	0	5,568	0	22,500
	なし						
	なし						
地域包括ケア会議	地域住民	10,000	10,000	0	0	0	10,000
	なし						
	なし						

事業ごとに事業別計画書単表に内容を記載してください。



# 平成26年度 自主事業計画書

## 横浜市藤棚地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
障がい児放課後支援「とんぼ」	中学生を対象とした放課後の居場所支援。室内レクリエーションを中心に活動を行います。	毎月第2・4 火曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
みつわの会	75歳以上の独り暮らしの方にボランティアの手作りお弁当を配達しながら安否確認を行います。	毎月第2・4 火曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
情報アドバイザー「eネットにし探検隊」	ボランティアの方がパソコン操作を解りやすく丁寧に教えて下さいます。	毎週水曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
山のうえサロン	山のうえの町内会館に出向き、ケアプラザに来られない方に情報提供・情報交換を行います。	毎月第2木曜日

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
みんなで唄おう	色々な歌を懐かしいアコーディオンに合わせて唄う会です。	毎月第2土曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
子ども絵手紙教室	子どもたちが、楽しくのびやかに絵を描ける様に行います。	毎月第2土曜日 全10回

## 平成26年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容	実施時期・回数
さわやか体操 クラブ	転倒骨折・閉じこもり予防のお手伝いをします。仲間づくりができる体操教室です。	毎月第2・4 日曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
ピーナッツ クラブ	親子支援。毎月違う内容の行事を行い、家族同士の関係づくりをお手伝いします。	毎月第3木曜日 (8月は、変動あり)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
作味会	男性料理教室です。居場所づくりと仲間作づくりの場です。	毎月第2木曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
一の会	心を静め書に向かう書道教室です。仲間づくりのお手伝いを行います。	毎月第4月曜日

## 平成26年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
藤棚まつり	地域の方に地区センターとケアプラザを知ってもらえる様に藤棚地区センターと合同で毎年お祭りをを行います。	毎年5月4週目の日曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
絵の会	障がいのある方と地域の方が自由に絵を描く場です。	毎月第4木曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
くるみ	認知症のある高齢者が子どもたちに絵本を読むボランティアをして下っています。	年18回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
在宅男性介護者の集い	区内の男性介護者の方が集まり悩みや・介護について話し合います。	年3回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
ベビー マッサージ	マッサージを通し親子の絆を深めてもらえる様に開催します。	年1回

## 平成26年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容	実施時期・回数
夏の余暇活動	夏休みに学校や家族以外の方と過ごしてもらえる様に開催しています。	年1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
福祉フェスタ	地域の方に福祉施設の理解をしてもらうと共に施設間の連携を図ります。	年1回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
西区 サブコーディネーター 研修	西区内のケアプラザ従事者（サブコーディネーター）のスキルアップを目指し研修を行います。	年1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
貸室懇談会	貸室登録団体の方に貸室の使い方の説明を行います。また、団体同士の関係づくりに努めます。	年1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
藤棚交流会	ボランティア・講師に日頃の活動に感謝し労います。また、交流を行い活動の場に活かさせていただきます。	年1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
地域包括ケア 会議	地域の医療機関・福祉関係者・行政等の方たちと地域における課題について話し合い、お互いのできる部分を確認していきます。	年1回

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
シルバーサロン 「ほのぼの」	地域の方に福祉に関わる社会資源を知ってもらいます。	年5回

## 平成26年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容	実施時期・回数
にこにこ会	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域高齢者の外出場所となる。</li><li>・介護予防啓発事業として、体操・うた・朗読・計算ドリルなどおこない、心身共に活性化を図り、高齢による機能低下を防ぐ。</li></ul>	毎月第1・3火曜日

事業名	目的・内容	実施時期・回数
藤棚 体操クラブ	<ul style="list-style-type: none"><li>・藤棚地域ケアプラザを含む、藤棚二丁目自治会の高齢者の活性化を図る。</li><li>・体操教室で健康増進を図るとともに、世話係やチームリーダーを任せることにより、個人の役割をもてることができ、生きがいのある生活を送ることができる。</li></ul>	毎週金曜日